

旭川医科大学における財務及び会計の事務に関する職務権限細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年5月14日学長裁定)

旭川医科大学における財務及び会計の事務に関する職務権限細則の一部を改正する細則

旭川医科大学における財務及び会計の事務に関する職務権限細則（令和6年12月27日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (職務権限の委任) 第3条 財務及び会計に関する職務権限の委任については、<u>別表</u>のとおりとする。 (略) <u>附 則</u> <u>この細則は、令和7年5月14日から施行し、改正後の別表は令和7年1月1日から適用する。</u> <u>別表（第3条関係）</u> 【改正理由】 契約事務に係る予定価格調書の作成者を明示するとともに、規定の整備を図るものである。	(略) (職務権限の委任) 第3条 財務及び会計に関する職務権限の委任については、<u>別表1</u>のとおりとする。 (略) <u>別表1（第3条関係）</u>

記号区分：◎権限者(決裁する者)　○承認する者　☆起案する者																											別表（第3条関係）																		
区分	業務種別		役員		病院長	事務局長	（総務・教務） 事務局長次長 （病院） 事務局次長	総務課			人事課			研究支援課			会計課			施設課			学生支援課			図書館情報課			入試課			経営企画課			医療支援課			医事課			臨床検査・ 放射線部技師長	臨床検査・ 輸血部技師長	放射線部技師長	薬剤部副部長	
			学長	理事（財務）				課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者						
財務及び会計 (簿記上の取引に係る事務)	仕訳(振替伝票の作成)	債権取引(収入伝票の作成)							◎	☆			◎	☆			◎	☆			◎	☆			◎	☆			◎	☆			◎	☆											
		債務取引(支出伝票の作成)												◎	☆			◎	☆			◎	☆							◎	☆														
		入金取引															◎	☆																											
		出金取引																◎	☆																										
		資金移動(口座間振替)																◎	☆																										
		有価証券取引																	◎	☆																									
		固定資産取引																	◎	☆																									
		内部取引	勘定科目振替																◎	☆			◎	☆																					
			予算執行振替																	◎	☆																								
	補助簿の記録	現金出納簿																	◎	☆																									
		預金出納簿																	◎	☆																									
		小口現金出納帳																	◎	☆																									
		小切手帳																	◎	☆																									
		固定資産台帳																	◎	☆			◎	☆																					
		有価証券台帳																	◎	☆																									
		債権管理簿																	◎	☆																									
	決算手続き	合計残高試算表の作成																	◎	○	○	☆																							
		決算振替仕訳																		◎	☆																								
		財務諸表の作成	◎	○		○	○												○	○	☆																								
	予算	予算の作成及び補正		◎	○		○	○											○	○	☆																								
予算の配分																	◎	○	○	☆																									
予算の流用（予算区分の変更を伴わないもの）																	◎	○	○	☆																									
予算の流用（予算区分の変更を伴うもの）			◎		○	○											○	○	○	☆																									
予算執行の管理 ※1							◎			◎		◎				◎				◎				◎				◎			◎				◎										
予算差引簿の記録								◎			◎		◎					◎			◎			◎			◎			◎			◎				◎								
収入	収納手続き	納入の請求(請求書等の発行) ※2																◎	○	○	☆																								
			口座入金確認 ※2																	◎	◎																								
			現金収納 ※2																		◎	◎																							
			小切手の受領																			◎	◎																						
			領収書の払出・管理 ※2																			◎	◎																						
	督促状の発行 ※2																	◎	○	○	☆																								
	延滞金の請求 ※2																		◎	○	○	☆																							
	債権放棄の決定	◎	○		○	○	○											○	○	☆																									

区分	業務種別	役員		病院長	事務局																																	臨床検査・ 輸血部副部長	臨床検査・ 輸血部技師 長	放射線部 技師長	薬剤部 副部長			
		学長	理事 （財務）		事務局長 （総務・局次長・ 事務局長）	事務局次長 （病院）	総務課			人事課			研究支援課			会計課			施設課			学生支援課			図書館情報課			入試課			経営企画課			医療支援課			医事課							
							課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長					担当者	課長	所掌課長補佐
	給付の完了を確認するための検査(臨床検査・輸血部所掌の血液の供給契約及び血液検査の請負契約)																																						◎					
	給付の完了を確認するための検査(臨床検査・輸血部所掌の臨床検査の請負契約)																																							◎				
	給付の完了を確認するための検査(放射線部所掌の医療用放射性同位元素の供給契約)																																								◎			
	給付の完了を確認するための検査(薬剤部所掌の医療用医薬品の供給契約)																																									◎		

- ※1 旭川医科大学経理細則第8条に規定する所掌の予算単位による。
- ※2 医事課は病院における診療，臨床検査，病理解剖及びファミリーハウス使用料金に係る債権に限る。
- ※3 会計課の起案に限る。
- ※4 医事課の起案に限る。
- ※5 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び民間金融機関からの借入金に限る。
- ※6 経営企画課以外の起案を対象とする。
- ※7 経営企画課の起案に限る。
- ※8 予定価格調書の作成者。
- ※9 会計課調達係及び経営企画課病院契約係に係る50万円未満の教育研究の契約に関する事務のうち，教員等による業者の選定及び発注に関するものを除く。
- ※10 経営企画課及び医事課以外の起案を対象とする。
- ※11 経営企画課及び医事課の起案に限る。
- ※12 契約金額250万円以上の場合。
- ※13 契約金額250万円未満の場合。
- ※14 検査職員を発令した場合は，発令された当該者が行う。（新設）

記号区分：◎権限者(決裁する者) ○承認する者 ☆起案する者

制表1 (第3条関係)

[illegible]

区分	業務種別	役員		病院長	事務局																																臨床検査・部長	臨床検査・部長	放射線部技師長	薬剤部副部長				
		学長	理事（財務）		事務局長 （総務・教務）	事務局次長 （病院）	総務課			人事課			研究支援課			会計課			施設課			学生支援課			図書館情報課			入試課			経営企画課			医療支援課							医事課			
							課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐					所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐
	給付の完了を確認するための検査(臨床検査・輸血部所掌の血液の供給契約及び血液検査の請負契約)																																								◎			
	給付の完了を確認するための検査(臨床検査・輸血部所掌の臨床検査の請負契約)																																									◎		
	給付の完了を確認するための検査(放射線部所掌の医療用放射性同位元素の供給契約)																																										◎	
	給付の完了を確認するための検査(薬剤部所掌の医療用医薬品の供給契約)																																											◎

- ※1 旭川医科大学経理細則第8条に規定する所掌の予算単位による。
- ※2 医事課は病院における診療，臨床検査，病理解剖及びファミリーハウス使用料金に係る債権に限る。
- ※3 会計課の起案に限る。
- ※4 医事課の起案に限る。
- ※5 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び民間金融機関からの借入金に限る。
- ※6 経営企画課以外の起案を対象とする。
- ※7 経営企画課の起案に限る。
- ※8 会計課調達係及び経営企画課病院契約係に係る50万円未満の教育研究の契約に関する事務のうち、教員等による業者の選定及び発注に関するものを除く。
- ※9 経営企画課及び医事課以外の起案を対象とする。
- ※10 経営企画課及び医事課の起案に限る。
- ※11 契約金額250万円以上の場合。
- ※12 契約金額250万円未満の場合。
- ※13 検査職員を発令した場合は、発令された当該者が行う。